契約規則第52条の2による公表調書

建設部 住宅課

1 発注見通し

購入物品名(業務名)	旧城山住宅除草業務その4
契約内容	旧城山住宅敷地内の除草
発注予定時期	令和7年2月頃

2 契約締結前公表

契約内容	旧城山住宅敷地内の除草
決定方法	予定価格の制限の範囲内で最低価格の見積書提出者に決定
選定基準	下記に該当すること
	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律
	第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センタ
	一連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若
	しくはこれらに準ずる者として豊橋市長の認定を受けた者で、
	事業所の所在地が豊橋市内であること。
申請方法	申請書による (期限 令和7年2月10日)

3 契約締結後公表

契約者の名称	
選定理由	
契約日(契約期間)	
契約金額	

仕 様 書

- 1 業務名
 - 旧城山住宅除草業務その4
- 2 業務場所豊橋市城山町地内 約 4,300 ㎡
- 3 業務期間 契約締結日~令和7年3月17日
- 4 業務内容
 - 草刈り、刈り草搬出については、次のとおりとする。
 - (1) 草刈りの切り株は、地上最低高とする。
 - (2) 刈り草は速やかに運搬処分し、きれいに清掃すること。
- 5 安全対策
 - (1) 受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアルによる安全教育を実施すること。
 - (2) 刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12年2月16日付け基発第66号「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。
 - (3) 前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育※を実施し、報告すること。
 - (4) 除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者との連絡方法を発注者に報告すること。
 - (5) 作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、監督員から指示を 受けた場合、速やかに提出すること。
 - (6) 除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。
 - (7) 建設工事保険等の保険期間は着手日から完了検査の合格の日までとする。
 - (8) 保険の種類は請負業者賠償責任保険(賠償責任の特約があるものを含む)とし、 保険金受取人は受託者とし保険契約後は証券の写しを提出すること。
 - ※「発注者が同等と認める安全教育」とは、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講したものが、刈払機を使用する者に対して同等の安全教育を行うことをいう。

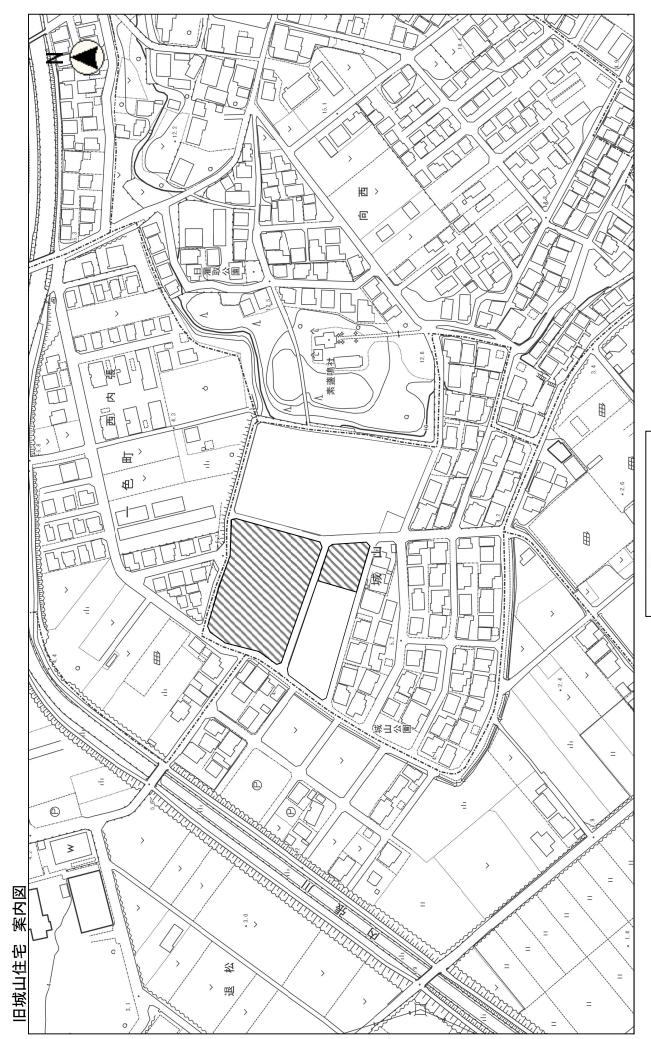
6 提出書類

受注者は以下に掲げる書類を発注者あてに提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 完了届
- (3) 業務計画書
- (4) 作業員名簿
- (5) 建設工事保険等証券の写し
- (6) 除草業務完了報告書
- (7) 現場写真(除草前後)※除草箇所がすべて確認できるように撮影すること。
- (8) 豊橋市資源化センター計量伝票の写し、集計表(処分量・処分費がわかるもの)

7 その他

- (1) 資源化センターへの投入料については実績に基づき支払うものとする。 投入量については 2,150 kg を、投入料金は 10 kg 当 り 150 円を見込んでいる。
- (2) この仕様書に定めのない事項は、発注者と受託者の協議による。



| | | | | | | | | | | | |

